

しまね 1Day 仕事体験情報提供事業 実施要領

(事業の目的)

第1条 公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）は、就職活動に向かう学生が、事業所における 1 日程度の仕事体験又は事業所見学等をとおして、企業・業種・職種等を具体的かつ効率的に知り、県内事業所への理解を深めることによる県内就職促進を目的として、しまね 1Day 仕事体験情報提供事業（以下「1Day 仕事体験」という。）を実施する。

(対象事業所)

第2条 対象事業所は、次の要件をすべて満たす事業所とする。

- (1) 島根県内に事業所等を有する事業所
- (2) 定住財団「求人サイト」登録事業所

(対象学生)

第3条 対象学生は、県内外の大学（院含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生で最終学年を除く者（ただし、1年制の学校は最終学年を含み、高等専門学校の学生は4年生以上に限るものとする）とする。

(実施内容)

第4条 対象事業所は、1日程度の単位での仕事体験又は事業所見学等を行うにあたり第1条に定める事業の目的に基づき実施すること。

(実施要件)

第5条 実施要件については、次のとおりとする。

| | |
|--------------|--|
| 実施期間 | 1日程度 |
| 実施時期 | 10月～翌年2月末 |
| 実施形態 | 対面又はオンライン |
| 募集詳細等に記載する内容 | 業種 事業所名 実施市町村 実施日程 申込方法及び問合せ先等 |

(実施方法)

第6条 財団は、本要領に基づき実施される1Day 仕事体験の情報をジョブカフェしまねサイト（以下「サイト」という。）に掲載し、サイトを閲覧する学生等が当該事業へ円滑に申込みできる環境を整備することにより事業を実施するものとする。

2 財団は、次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、当該企業の情報を掲載しないものとする。

- (1) 対象事業所が県内事業所で当該事業を実施していない場合
- (2) 対象事業所が第5条に定める要件を満たしていない場合
- (3) その他本事業の趣旨に照らし財団が不相当と判断する場合

(事業所の申込手続き)

第7条 1Day 仕事体験の受入れを希望する事業所は、本要領に基づき別に定める期日までに専用の申込フォームより申込むものとする。

(助成金の交付)

第8条 財団は、1Day 仕事体験参加学生に対し、しまね就職活動等応援助成金交付要綱の定めるところにより助成金を交付するものとする。

(実習中の事故等への対応)

第9条 参加学生の本事業体験中の傷害、事故等に備えた傷害保険及び賠償責任保険については、各事業所の判断において加入するものとし、財団では当該保険への加入は行わない。

2 参加学生は、自身の在籍する学校等における保険への加入有無について確認するものとし、未加入の場合は当該学生自身が保険に加入することを推奨する。

(その他)

第10条 1Day 仕事体験の実施主体は各事業所であり、財団は当該事業に学生が円滑に申込みことができるように各事業所のホームページ等へのアクセスについての環境整備のみを行うものとする。

2 本要領に定めるもののほか必要な事項については、財団事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。